

中部森林管理局樹木採取権制度説明会（令和3年7月19日） 以降にあった質問に対する回答（質問番号は通し番号）

質問番号	資料番号	頁	項目	質問内容	回答
10	1-1	P11	木材の安定的な取引関係の確立	申請者が示す事業量については国有林材のみを記載するのか、民有林材も含めて記載するのか。	申請書の様式や記載例などについては公募時の説明会でお示しますのでそれを参考に記載願います。 なお、民有林材も含めた事業量を記載していただくことを想定しています。 ※申請書作成要領の標準例については「国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等について」別紙8をご確認ください。（7/19説明会資料5-3） https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/attach/pdf/jyumokusaisyukun-30.pdf
11	1-1	P11	木材の安定的な取引関係の確立	事業量のイメージに例示されている数値について実績ベースでクリアできないということは認められるのか、ペナルティなどないか。	木材の安定的な取引関係の確立については、申請時の木材取引計画において、5年後までに目標を達成していただくよう定めていただくとしています。 また、実績について素材生産量については毎年度、木材消費量は新規需要開拓の取組について複数年（3年後、5年後、8年後、10年後）ごとに報告していただくこととしています。 この中で、国が計画への適合を確認し、目標値がクリアされていない等相違している場合にはその理由を確認するとともに、国有林材供給調整検討委員会に報告を行い、地域の木材需給等に悪影響が生じていると判断された場合には、改善指導を行うこととなります。 さらに、国の改善指導を経た上で 是正勧告に従わない場合や、是正がみられない場合については、樹木採取権を取り消す場合もあります。 なお、主要取引先に当たる事業者に変更があったときは変更後遅滞なく、主要取引先以外の取引先の変更等については定期報告において、それぞれの理由を付して変更後安定取引協定書及び木材取引計画を提出していただくこととしており、問題がある場合は樹木採取権者と協議することとなっています。 ガイドラインP75（7）契約の履行義務違反等への対応について（参照）
12	2-3	P19	木材の安定的な取引関係の確立	民有林からの木材供給を圧迫しないため条件を設定とあるが具体的にはどのようなことか。	公募時に行使の指針を示すこととしていますが、原則として民有林からの木材供給を圧迫しないことも一つの条件となっており、具体的には以下のとおりです。 ①申請者の樹木採取区からの素材生産量が、樹木採取区の森林資源の状況に照らして適切であること。②申請者の素材生産量が、申請者の樹木採取区からの素材生産量以上に増加すること。③木材利用事業者等の国産材原木消費量が樹木採取区からの木材供給量（素材生産量）以上に増加すること。④樹木採取区からの木材供給量に相当する量以上の木材が、安定取引協定を締結している木材製品事業者等をはじめとした取引事業者等の新規需要開拓に充てられること ガイドラインP96（5）樹木採取権者の選定プロセスにおける木材の安定的な取引関係の確立に係る審査及び評価について（参照）
13	1-1	P17	実行計画（年度計画）の例	2実行計画図案では保護樹帯に作業道は入っていないが保護樹帯に作業道を作設することはできないのか。	保護樹帯に作業道を作設することは可能ですが、尾根、溪流沿い等で国有林野の有する公益的機能の維持増進に必要な箇所等については必要最小限としてください。なお、森林作業道作設に当たっては森林作業道作設指針、中部森林管理局作業道作設標準例に適合して作設していただくこととなります。 また、作業道作設、土場作設等に関しては事前の申請承認が必要となります。
14	1-1	P17	実行計画（年度計画）の例	土場や作業道の設置において発生する支障木の取扱いはどうなるのか。	樹木採取区外の支障木は従来の立木販売と同様、森林管理署長の承認を受けた上で森林管理署長と売買契約を締結し、売買代金を納付しなければ伐採できません。 樹木採取区内の場合は、支障木に係る樹木料をあらかじめ納付しなければ採取できないため、伐区内の採取対象木と同様、樹木料確定通知により樹木採取権者に金額を示すこととなります。 なお、樹木採取区の内外を問わず、これらの金額については、森林管理局長が定める立木価格評定要領（非公表）により算出された金額となります。
15	1-1	P20	植栽等	機械地拵え等が前提とされているが当該地は人力地拵えが主と考えるのがいいか。	低コスト化、効率性の観点から機械地拵えが人力地拵えに比べ優位と考えますが、実際の林地状況等で判断することとなります。
16	1-1	P20	植栽等	採取跡地への植栽について価格面で折り合わず造林事業請負契約を締結できない場合が想定されるが、そのようなことは可なのか。義務違反となりにかペナルティを受けるのか。	植栽について、価格が折り合わず造林事業請負契約を締結できなかった場合、当該造林事業請負契約の締結について一般競争入札に付すものとし、樹木採取権者は当該入札には参加してはならないものとします。 契約の履行義務違反関係につきましてはガイドラインP75～P77をご覧くださいと思います。 なお、繰り返し造林事業請負契約を締結しない場合などは締結義務違反に該当し、違約金などのペナルティが課されることがあります。 ガイドラインP117ウ造林事業請負契約締結に係る留意事項（参照）
17			全般	樹木採取区内及びその伐採の影響で崩落等が発生した場合の責任の所在、修繕、復旧の義務は採取権者が負うのか。	樹木採取権が第三者の生命、身体又は財産に損害を及ぼしたときは、速やかにその状況を国に報告しなければならず、当該第三者に対し賠償すべき損害を賠償しなければならないことを運用協定で規定することとしています。 ガイドラインP119第18章リスク分担（参照） なお、立木販売同様、樹木採取権者は樹木の採取、搬出その他の作業の実行に当たっては、特に林地保全、河川汚濁防止等に努めなければならず、国は必要に応じ採取権者に対して必要な措置を求めることができることとなっています。